

第2章 第2節 素案

第2節 各主体の役割と行動指針

<骨子案>

- ・ 国、地方自治体、NGO・NPO等、事業者、動物園等、教育機関、市民等の外来種対策に係る役割を整理、取りまとめ、各々においてどのように行動すべきか行動指針を記す。

<素案>

1. 国（※今後、環境省、農林水産省、国土交通省等の役割分担がわかるような記述を検討する）

我が国全体の外来種対策の方針を示すとともに、以下の外来種対策を総合的に推進する。

- ・ 外来種に関する情報（生態学的情報、侵入状況、被害の実態等）を収集、整理し、普及啓発を実施して防除の重要性に係る認識の向上を図るとともに、各主体が効果的、効率的、戦略的な防除等を連携して実施できるよう、全国的な観点から幅広く情報を提供する。
- ・ 国または地域ごとに優先すべき防除対象を明確にするため、対策の優先度の考え方を整理し、公表する。
- ・ 全国的な観点から新たな外来種の導入を防止するため、侵入の可能性の高い地域におけるモニタリングや早期防除を関係機関と連携して支援もしくは実施する。
- ・ 全国的な観点から優先度の高い、生物多様性の保全上重要な地域について、防除の優先度の高いものについて、関係機関と連携して自ら防除を実施する。
- ・ 各防除実施主体に対しても、優先度に基づいた効果的、効率的な防除を推奨し、特に広域的な防除が必要であり防除の優先度が高い場合は、防除方法などの技術開発、防除方法に関するマニュアル等の作成等の技術的、資金的な支援を行うほか、多様な主体の協力、参加による連携を推進、支援し、効果的、効率的に実施できるようにする。

2. 地方自治体（都道府県及び市町村）

地域に精通し、その基本的な行政サービスを担い、地域の生物多様性の保全、農林漁業の振興、住民の安全確保に責任を有する立場から、飼養動物の適正管理や外来種問題についての普及啓発や分布情報の収集、さらには外来種の防除に対しても重要な役割を担っている。特に、外来種は生活環境にも侵入してきていることから、地域住民の安全や財産を確保する観点からの緊急的な防除を行うほか、地域の事情に精通している地方自治体が地域の生物多様性を保全するための防除を積極的に実施すること及びその実施を後押しする生物多様性地域戦略を早期に策定することが期待される。また、これらの防除に当たっては、必要に応じて、他の地方自治体、NGO・NPO等、事業者、市民

等の多様な主体の協力、参加による連携を推進、支援し、効果的、効率的に実施できるようにすることが必要である。

3. 事業者

事業活動において外来生物被害予防三原則である「入れない」、「捨てない」、「広げない」を遵守し、外来種を利用に際してはリスク管理を徹底し、事業活動に伴う非意図的な外来種の侵入が確認された場合は適切に対応するとともに、自己所有地内で侵略的な外来種を発見し、周辺の生態系に影響を及ぼす、または及ぼすおそれがある場合は、所有地を適切に管理する立場から、積極的に防除や封じ込め等を行うことが重要である。また、企業の社会的責任（CSR）を踏まえ、地域において甚大な生態系等の被害を及ぼしている侵略的な外来種については、国、地方自治体、NGO・NPO等と連携して、ファンド等による資金的な支援や自ら積極的に防除を行う等の地域における防除の一定の役割を担うことが期待される。

4. NGO・NPO等

外来種の問題に長年継続して取り組む、もしくは外来種に係る専門的知見を有する団体もあり、こうした団体は、外来種の防除等を通じて地域の生物多様性の保全に大きく貢献しており、今後ますます重要な役割を果たすことが期待される。また、様々な主体と連携して、活動や支援を行い、情報共有を進めることにより、より効果的かつ効率的な防除となることが期待される。さらに、これまで防除に関わっていない団体においても、従来の活動に加え、防除等の活動にも貢献していくことが期待される。

5. 動物園・水族館・植物園・博物館等

動植物を扱って普及啓発をする機関として、飼養動物の適正飼養の推進、外来生物被害予防三原則、外来種がわが国の生物多様性に与える影響や外来種問題が起きている背景等についての普及啓発に加え、防除手法の検討に際しての助言や、種の同定への協力等を、各機関の特色を活かして効果的に行うことが期待される。

6. 教育機関

わが国の国民の基本認識の形成に極めて大きな影響力を持つ機関として、飼養動物の適正飼養の推進や、外来生物被害予防三原則、外来種がわが国の生物多様性に与える影響や外来種問題が起きている背景等について教育していくことが期待される。

7. 研究者

外来種の生態的特性、侵入や分布状況等を把握し、効果的な防除手法、被害予測等に関する調査研究を進めて、科学的知見を蓄積し、さらに社会に還元することを通じて、効果

1 的かつ効率的な防除を推進するために必要不可欠な役割を担っていると考えられる。我が
2 国の生物多様性の保全に大きく貢献しており、今後ますます重要な役割を果たすことが期
3 待される。

4 5 **8. 市民**

6 外来生物被害予防三原則である「入れない」、「捨てない」、「広げない」を遵守する
7 ことが求められる。特に動植物を飼養等する場合は、最期まで飼養等し、やむを得ず飼養
8 等できなくなった場合は、野外に捨てること無く、適切に処理することが期待される。自
9 己所有地内で侵略的な外来種を発見した場合は、周辺の生態系に影響を及ぼす、または及
10 ぼすおそれがあるため、安全性を確認した上で、必要に応じて確認情報の地方自治体への
11 報告、さらには駆除、封じ込め等に努めることが期待される。また、NGO・NPO等と
12 連携して防除等の外来種の被害防止対策に参加することのほか、外来種の分布情報を確認
13 すること等の担い手としての役割も期待される。